

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域
研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」
同プログラム研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成24年2月8日
独立行政法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター 評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	2
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」	
平成19年度研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 研究開発プロジェクト「系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト」	
研究代表者：坂元 昂（社団法人日本教育工学振興会 会長）	
	9
2-2. 研究開発プロジェクト「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」	
研究代表者：原田 豊（科学警察研究所 犯罪行動科学部 部長）	
	13
【参考資料】	
参考1：検討経緯	18
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する 達	19

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の個別研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域（領域総括：片山 恒雄／東京電機大学 教授）に関する、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の平成19年度（平成23年度終了）の2研究開発プロジェクト（別表）の研究開発成果を評価の対象とした。

（別表）

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職
系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト	坂元 昂	社団法人日本教育工学振興会 会長
子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立	原田 豊	科学警察研究所 犯罪行動科学部 部長

1-2. 評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター評価委員会が実施した。また、専門の事項を調査するために「犯罪からの子どもの安全」分科会を設置した。評価委員会及び分科会の構成員は以下の通りである。

評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	有信 睦弘	東京大学 監事
	甘利 俊一	(独)理化学研究所 脳科学総合研究センター 特別顧問
	小川 眞里子	三重大学 教授
	鈴木 良次	金沢工業大学 教授／研究支援機構顧問
	辻井 重男	中央大学研究開発機構 教授
	富浦 梓	東京工業大学 元監事
	中島 尚正	学校法人海陽学園 海陽中等教育学校 校長
「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」分科会主査	西岡 秀三	(独)国立環境研究所 特別客員研究員
「科学技術と人間」分科会主査	似田貝 香門	東京大学 名誉教授
「犯罪からの子どもの安全」分科会主査	向殿 政男	明治大学 理工学部 教授

「犯罪からの子どもの安全」分科会委員

役職	氏名	現職
主査	向殿 政男	明治大学 教授
委員	渥美 公秀	大阪大学 大学院人間科学研究科 教授
委員	石橋 昭良	文教大学 人間科学部 臨床心理学科 准教授
委員	岩切 玲子	学校安全教育研究所 副代表
委員	大淵 憲一	東北大学 大学院文学研究科 教授
委員	杉浦 透	広島市市民局 生涯学習課 振興係 主幹
委員	田代 光輝	ニフティ株式会社
委員	藤岡 一郎	京都産業大学 学長

1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

1-4-1. 研究開発領域の目標

- (1) 犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者の両方を含む関与者の間で情報共有し協働するための開かれたネットワークを構築する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する。
- (3) 子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指して、科学的知見及び手法を活用し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策について、政策提言、実証等の具体的成果を創出する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するに当たっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要がある。本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

さらに、本領域において、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

1-4-2. 研究開発領域の構成

本領域は、以下の項目により構成される。

◇ 開かれた関与者のネットワークの構築

◇ 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の実施

前者は、目標（1）の達成に向けて社会技術研究開発センターの活動として実施するものである。

後者は、目標（2）と（3）の達成に向けて、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクトを実施するものである。

1-4-3. 開かれた関与者のネットワークの構築

子どもを犯罪から守る取組を強化するためには、問題解決に取り組む人々と研究者の協働が必要である。協働がなされる環境を醸成するには、様々な人々が情報交換し、問題意識を共有することが可能な人的ネットワークの構築が重要である。

そこで、本領域では目標（1）を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題解決に取り組む人々や問題解決に資する知見を有する研究者の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環としてセンターが実施する。

ネットワーク構築と研究開発プログラムを同時に実施することにより、具体的な問題解決に取り組むための優れた研究開発提案が創出されるとともに、研究開発の成果が本プロ

プログラムの関係者以外にも広く普及し活用されることが期待される。また、本領域の活動を通して構築されたネットワークにより、領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

1-4-4. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

目標（2）と（3）を達成するために、公募による研究開発を推進する。推進に当たっての問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案を排除するものではない。

（1）防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の立案における科学的知見の活用や取組の効果検証及びフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域のボランティア等が担う負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

（2）科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出

各所で活発に行なわれている地域社会で子どもを守る取組が、効果的かつ持続的なものとなるためには、科学的手法及び知見の活用が課題である。また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。取り上げる問題や対策、地域の実情によって、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業などの関与する主体やその連携、防犯技術の活用のあり方等は多様であるが、子どもの犯罪リスクの低減を目標の一つとした地域社会システム全体の設計と実践及び評価が求められている。

例えば、子どもの健全な育成を損なわないよう留意しながら、地域を構成する多様な主体がどのように役割分担や情報共有を行い、効果的に防犯対策を実施していくのか、その設計手法について科学的根拠に基づき提言すること、特定の地域において対策を実施し、その効果を科学的に評価することなどが重要である。また、見守りシステムや違法・有害

情報等のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を、地域としてどのように受容し活用していくのかといった問題に関して、すでに防犯対策に使用され、または近い将来に使用されることが見込まれる技術については、それらを用いて防犯対策を実践し評価すること、将来の防犯対策に使用される可能性がある技術については、有効な技術開発のあり方と社会の受容について指針を示していくことが重要である。

このようなプロジェクトを実施することにより、プロジェクト終了後も、地域において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、地域の実情の変化に合わせて対策を更新していくサイクルが定着することを期待する。

なお、平成19年度から平成21年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

＜平成19年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どもの見守りによる安全な地域社会の構築ハート・ルネサンス	池崎 守	特定非営利活動法人さかい hill-front forum 理事長	3.5年間
系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト	坂元 昂	社団法人日本教育工学振興会 会長	4年間※1 ※2
子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立	原田 豊	科学警察研究所 犯罪行動科学部 部長	4年間
犯罪からの子どもの安全を目指したe-learningシステムの開発	藤田 大輔	大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター 教授	5年間 ※2

※1 研究開発期間を変更した。 ※2 平成21年度において中間評価を実施

＜平成19年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子ども中心の体験型安全教育プログラムの開発	清永 賢二	日本女子大学人間社会学部教育学科 教授	6ヶ月間
子どものネット遊び場危険回避、予防システム開発の提案	下田 博次	群馬大学社会情報学部 教授	6ヶ月間
ITを用いた子どもの安全確保の研究開発	松本 勉	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授	6ヶ月間
インテンショナル・インジュリー予防のための情報技術	山中 龍宏	産業技術総合研究所デジタルヒューマン研究センター内 CIPEC 代表	6ヶ月間
地域の防犯まちづくり活動計画作成推進支援ツールの開発	山本 俊哉	明治大学理工学部建築学科 准教授	6ヶ月間
幼稚園・保育所等における幼児の安全管理手法確立のための研究開発	渡邊 正樹	東京学芸大学教育学部 教授	6ヶ月間

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発	下田 太一 ※3	特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 副理事長／合同会社ロジカルキット代表	4年間
犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練	仲 真紀子	北海道大学 文学研究科 教授	4年間
虐待など意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術	山中 龍宏	産業技術総合研究所 デジタルヒューマン工学研究センター 傷害予防工学研究チーム チーム長／緑園子どもクリニック院長	4年間
計画的な防犯まちづくりの支援システムの構築	山本 俊哉	明治大学 理工学部 教授	4年間

※3 平成20年10月～平成23年3月 下田博次（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長）が研究代表者。平成23年4月より、下田太一（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 副理事長／合同会社ロジカルキット 代表）が研究代表者へ就任。

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
こころに着目して被害と加害をともに防ぐ	辻井 正次	浜松医科大学子どものこころの発達研究センター 客員教授	6ヶ月間
子どもの感情理解・統御能力の測定と訓練	箱田 裕司	九州大学人間・環境学研究院 教授	6ヶ月間

＜平成21年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱	石川 正興	早稲田大学法学学術院 教授	2.5年間
犯罪の被害・加害防止のための対人関係能力育成プログラム開発	小泉 令三	福岡教育大学 教育学研究科 教授	3年間
被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築	辻井 正次	浜松医科大学子どものこころの発達研究センター 客員教授／中京大学 現代社会学部 教授	3年間
子どもの犯罪に関わる電子掲示板記事の収集・監視手法の検討	中村 健二	立命館大学 情報理工学部情報システム学科 助手	1.5年間
演劇ワークショップをコアとした地域防犯ネットワークの構築	平田 オリザ	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 教授	3年間

<平成21年度採択実行可能性調査>

実行可能性調査	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
保健室ネットワークによる子どもの危険への対処	宮尾 克 ※4	名古屋大学大学院情報科学研究科 教授	6ヶ月間

※4 実行可能性調査：研究開発プロジェクトとしての実行可能性を半年間で調査し、その結果に基づき、改めてプロジェクトとしての採択・不採択について評価を行うことを条件としたもの。

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」という二重構造で評価することとしている。今回の事後評価では、分科会は、主として平成19年度採択の研究開発プロジェクトについて「ピアレビュー」、すなわち当該領域に関わる専門家による専門的観点からの評価を実施した。また、「アカウンタビリティーの評価」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価に関しても、分科会の意見を付して評価委員会に報告した。評価委員会は、分科会の報告を踏まえ、研究開発プロジェクト全体の視点から「アカウンタビリティーの評価」を行った。

「ピアレビュー」の観点の評価においては、目標達成、学術的・技術的貢献、社会的貢献、副次的貢献、成果の社会での活用・展開、費用対効果比、実施体制と管理運営を評価項目とした。「アカウンタビリティーの評価」においては、研究開発プロジェクト全体として得られた成果の、政策・行政等への反映、解決への活用状況、及びそれらの見通し、新たな研究展開の見通しを得ることへの貢献、投入された資源（資金、人）に対する成果の妥当性を評価項目とした。

評価にあたっては、本評価のために研究実施者が作成した「研究開発実施成果報告書（非公開）」、「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」 平成19年度採択研究開発プロジェクト 事後評価

2-1. 研究開発プロジェクト「系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト」 研究代表者：坂元 昂（社団法人日本教育工学振興会 会長）

2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られていると評価する。

本研究開発プロジェクトが防犯リーダーの養成に焦点を当てたことは意義深く、そのための教材作りも社会的ニーズにこたえたものであり、防犯指導に関する科学的な見地からの「基準・規準」を定めたことは、科学的な創出として1つの研究成果である。これまでの防犯リーダーの知見と経験とから防犯リーダーの有すべき知識と能力（コンピテンシー）が、真摯に、地道に整理され、公開されたと評価する。

しかし、本プロジェクトの最終目標である、子どもを含めた社会的弱者を犯罪から守るためには、防犯リーダーやコーディネータを養成することは1つの手段であり、結果には結びつきにくい。地域による防犯活動は、学校や会社などの強制力のある社会と違い、防犯活動ボランティアや地域の人々の自主性から成り立つ世界である。本プロジェクトで作成されたような教材は、そういった地域活動が動きだすきっかけとなり、継続的に防犯活動を行うための具体事例の1つとなり、重要である。この成果の更なる普及のためには、地域差をいかに吸収し、防犯活動を行う団体にいかに自主的に活用していただくかという課題と共に、それを取り扱い伝達できる人材の育成と、地域の良さを生かす経験と知識の積み重ねが必要と思われる。地域活動を本格的に普及させるためには、教材の作成だけでは不十分であり、作成された教材を中心に、ボランティアに依存する体制ではない動機付けに重きを置いた人的確保体制の確立も必要であろう。

2-1-2. 各項目評価

2-1-2-1. 目標設定の状況

領域目標に対し、プロジェクトのアプローチは適切であったと評価する。地域で活動する人々、研究者、自治体職員とそれぞれ立場の違う方をネットワークし、効果的・効率的な防犯活動に対する調査を実施したことは、適切であったと考える。また、実際に活動している自治体と連携し、防犯指導に関する科学的な見地からの「基準・規準」の設定についてアプローチすることができたことは、机上の論理だけではなく、経験則を取り入れる中での研究となるため評価できる。

研究開発目標は当初より明確に設定されており、教材として、当初入ってなかった携帯電話やインターネットに関連する教材を、激増する犯罪被害を重視して、加えるなど、社会の情勢変化を踏まえて適切に変更している。しかし、領域目標の第3要件のアプローチ、つまり概略すれば研究者集団を含むネットワークの形成、それに基づく科学的手法による知見の創出、そしてその知見の実装化（如何に普及・浸透させるかという具体的なアプローチと更なる実践）について、研究開発の展開とともに徐々に目標が不明瞭になったと思われる。

2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

当初想定していた社会問題の解決に、貢献したと評価する。当初の目的の通り、1つの在り方として、系統的な防犯学習プログラムの開発を行うことができた。普遍化を考えればこれは、スタンダードなタイプに収束されることになるため、バリエーションの幅が狭くなる。そのため、地域の特性への対応が脆弱となるが、ローカル性を意識しての教材づくりは、学校だけではなく、協力をいただいた自治体や団体に対し、地域の防犯活動の普遍性の1つの方向性を示したこととなり、貢献したと考える。

アウトリーチ活動は、十分に行われたと評価する。ホームページの開設、学習会の実施、広報媒体の作成頒布、シンポジウムの開催、講習会の実施等、多岐にわたり数多くのアウトリーチ活動を行っている。また、日本全国の教育委員会に対してのローラー的なアプローチ活動は評価できる。

達成した成果は、社会に効果・効用をもたらす可能性があると期待できる。防犯コーディネータの設置を自治体に提案することは意義がある。また、犯罪状況は変化するので、各種のマニュアルや教材は継続的に改訂される必要があり、一度作っただけでは効果は短期的なもので、すぐに使われなくなってしまう可能性がある。防犯指導支援システムは各地域で活用されることが期待されるが、それぞれの地域の良さをいかに生かすかの視点と知見が今後、必要であろう。成果に関するサンプル数やその検証については客観的な評価がなされていないため、今後の研究結果や評価に期待したい。

2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に部分的に貢献したと評価する。ICTを活用した教育実践や教育評価などの教育工学的知見と手法を防犯の世界に取り入れ、「防犯指導能力規準、基準表」を開発し、これに沿ったテキスト教材やビデオ教材、WEB教材などを開発したことは、防犯学習やリーダー育成に貢献できると考える。また、防犯活動に対し、工学的見地から「防犯工学」という考えかたの創出を試みたことは評価できる。しかし、この「防犯工学」については、試験的な方法論であり、この考え方そのものについての実地での検証とその結果のフィードバックが必要だと考える。開発されたマニュアルや教材はどの程度妥当性があるものであるか、これを証明する何らかのデータが必要だったのではないだろうか。

この種の指導書は英米の政府、防犯諸団体から犯罪予防活動の一環としてWEBサイトで公開されているが、研究開発の成果としては国際的な水準の比較は難しく、新規性が薄いのではないだろうか。

2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発の実施体制は適正であり、社会の情勢変化や社会問題の解決の進捗状況等に臨機応変に対応できたと評価する。但し、PDCA 総括グループが中核となり、教材開発グループ、支援システム開発グループそして対象地域の関係者との連携での実施体制となっているが、例えば、対象地域をどのような基準で選択したのかが不明で、それゆえにどのような連携がなされたのかのプロセスがみえない。2ヶ月に1度のリーダー会議、グループ間の合同会議等のその都度の会議の成果が次の展開に繋がっているかのプロセスを把握するのが難しい。また、防犯活動や研究について具体的な社会的実装を考慮すれば、グループ間も含め、地域団体や行政機関と、もう少し稠密的な展開方法も考えられるのではないかと。

犯罪は、年々変化をしており、それを考えれば、短期間でのPDCAが重要である。紡ぎあげられた理論を実践の場に提供し、それを再度修正することで、より精度は高まる。研究実施期間の短縮もあって当初の目的が十分果たせなかった事情はあるが、今後、研究主体だけではなく、実際の防犯活動団体やそのリーダーとの間での連携の充実を望みたい。

2-1-2-5. 副次的貢献

各地域での活動に指標を与える可能性があり、今後の活用が期待される一方で、教材作成や支援システムの開発による副次的影響として期待される「地域住民の防犯や将来の人材育成の気運」については必ずしも明確でなく、「地域自立型防犯学習会」は副次的貢献ではなく研究テーマそのものであるのではないかと意見もあった。

2-1-2-6. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）に対する費用対効果は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、限定的であると評価する。

多くの大学を巻き込み、研究者がプロジェクトに参画したが、プログラムの開発や、シンポジウムの開催、学習会の開催だけで社会的実装を行ったという判断は難しい。プログラムやカリキュラムの作成も重要であるが、それを多くの人材の育成に活用し、実際の防犯行動に結び付け、学習会に参加した大人がそれぞれの地域で自主的に防犯活動を行い、地域の体感治安向上の一助につながることであれば、人材育成での観点としても評価されるのではないかと。具体的な成果物は作成されたマニュアルや教材だけで、こうした高額な予算が必要だったのか疑問であり、その効果は投じた費用に対し限定的なものであった。

2-1-2-7. 特記事項

地域自立型防犯学習会は、社会状況の変化によって変容する犯罪等に対しても有効に対応できると考えられ、期待が持てる。今後の犯罪状況の変化に対応できるようにシステムや教材の更新が可能になれば、貢献度は高まるであろう。ただ、教材の使われ方について、細やかに検証していくことが必要だと思われる。地域差をいかに吸収するかという課題と共に、地域の良さをいかに活かすかの経験と知識の積み重ねが必要と思われる。他方、コミュニティの理論との融合を図らないならば今後の展開は期待できないし、テキストなど

の情報を提供するサイトの持続性に確証がないとの意見もあった。

研究開発終了後、その成果をより有効に社会還元するにあたり、防犯リーダーに役目からではなく、自ら積極的になろうとする人のための動機付け、利益がある側面を明確に仕組みとして確立すること、また、行政との連携・協働が必要であろう。これがないと、大幅な普及は望めないだろう。

また、社会技術研究開発センターには、プロジェクトの選定時に、研究開発終了後の社会実装に関して十分に検討し、資源の投入に相応しい成果を生むよう今後を活かしていただきたいとの意見もあった。

2-2. 研究開発プロジェクト「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」

研究代表者：原田 豊（科学警察研究所 犯罪行動科学部 部長）

2-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られていると評価する。

犯罪学理論の「実証化・科学化」は、犯罪学樹立以来の課題である。その一分野の試みがこのプロジェクトによってなされたことは大いに評価できる。

本取組が目指した社会実装については、具体的な研究成果を中心として、実際の地域に還元して検証・再構成を行うことで、達成できたと考える。併せて、各種研究会や他の研究者や学生との連携を行い、これらの関係を紡ぐ中で、研究に対する多面性を維持できたことは、高く評価される。

ただし、人々の日々の生活領域に浸透し、犯罪からの子どもの安全が保証される程度に「実装」されるまでには、地域コミュニティ活動のコンセプトアライズとそれに基づく我が国に沿う測定などをはじめ多くの課題が残されている。

GPSを用いた子どもの日常行動調査は興味深く、また防犯に活用できそうだが、今後、この活動を継続し、一般化し、発展させるためには、公的な機関が中心となり、民間の機関と連携することが必要である。本プロジェクトの中核スタッフは科学警察研究所のメンバーなので、もっと警察との連携を深めその役割を警察の機能の一部に取り込まれるようになることを期待したい。

2-2-2. 項目別評価

2-2-2-1. 目標設定の状況

領域目標に対し、プロジェクトのアプローチは十分適切であったと評価する。領域目標に対して、犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者との重層的なネットワークの構築、犯罪学の理論に基づいた子どもの被害の分析手法の提供や、子どもの被害情報の共有、被害地点の特徴や行動経路データの統合・可視化を可能にしたWebGIS¹の開発など、事実データに基づく科学的アプローチと情報科学技術を用いた防犯活動の取り組みが行われており、それぞれが適切かつ効果的に推進されている。また、子どもへの犯罪が増加する中、子どもの犯罪被害対策としての考え方の基礎理論が確立されていないことに着目し、犯罪学と行動科学、情報科学のそれぞれの学問を横断的に組み合わせることで、解決を図ろうとしたアプローチについては評価できる。

¹ GIS: Geographical Information Systems (地理情報システム) WebGISとは、インターネットやイントラネット上で、Webブラウザを通じてGISを利用可能にする仕組みのこと

研究開発目標は社会の情勢変化等を踏まえて十分適切に変更をおこなったと評価する。当初考えていた問題意識のもとでの研究開発から、社会的ニーズや社会情勢の変化の結果により、新たに生じた理論の必要性、地域に根ざした草の根ツールの必要性、研究と社会実装の乖離、警察活動の変化、情報技術の進歩に対して、柔軟に対応していることも高く評価する。また、多様な地域特性を含むつくば市をモデル地区として研究調査フィールドに取り入れ、実際に研究成果の還元を行うことで、地域特性も考慮する研究内容となっている。

2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

当初想定していた社会問題の解決に、十分貢献したと評価する。つくば市を調査対象地域とした子どもの被害防止のための取り組みが、理論→実態把握→情報分析→対策→防犯活動の流れで一つのパッケージとなって提供されており、各地域における社会的問題への解決のあり方について、方向性を示唆できたといえる。しかし、高度な技術を駆使して子どもの被害防止のために様々な試みを行ったことは評価できるが、それは地域の人々が使いこなせるツールになっているのか、それらがどれくらい現実に有益なものか、便宜性と効果は未知数である。

アウトリーチ活動は、非常に活発に行われていたと評価する。警察での研修会、各種研究会や学会の発表、特に国際学会での発表については評価できる。また、ワークショップをはじめ書籍、パンフレット・DVD作成、論文発表、新聞報道などでも活動が広く知らしめられ、地域・学校など大きな取り組みが広がっており、十分なアウトリーチ活動ができている。

達成した成果は、社会に効果・効用をもたらす可能性が高いと評価する。本プロジェクトの取り組みの成果が、学校におけるPTA活動、また地域住民の取り組み、東京都豊島区などの行政の活用などに生かされている事を踏まえると、研究開発の成果が、今後も持続的に社会への効果・効用をもたらすものと考えられる。しかし、興味深い成果が多く見られ、地域の多くの団体に対して働きかけを行った点は評価できるが、それによって実際に防犯活動の成果が上がり子どもの安全がさらに高まるかどうかはこの時点で評価するのは早計であり、これからの結果を待たねば判断しかねる。

2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に十分に貢献したと評価する。犯罪からの子どもの安全に関し、限定的だが、日常活動理論²を防犯活動に応用しようと試みたことは評価できる。その実証した成果は、これまで理論的あるいは経験的に指摘されていたことであり新知見とはいえないが、その一部の客観的データを測るという「科学性」を基礎に、信頼性と妥当性を備えた尺度と汎用的な調査票の作成によってミクロレベルで「科学的」に「実証」したことは、今後この成果を基礎により普遍的に妥当する知見・方法論への第一歩となった。

また、GPS（全地球測位システム）やGIS（地理情報システム）などの測位技術を用いた子供の被害リスク分析が国際学会で受賞されたことや、豊島区の世界保健機関（WHO）

²日常活動理論は、ある時間／空間において、「動機づけられた犯行者」、「適当な標的」、「有能な監視者の欠如」という3要素が重なり合うとき、犯罪が発生するという理論。

のセーフコミュニティ認証の取り組みへ貢献したことなど、国際的水準において十分な成果と評価できる。

2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発の実施体制は、十分適正であり、社会の情勢変化や社会問題の解決の進捗状況等に対応できたと評価する。犯罪学・行動科学、情報科学の3つの分野に所属する研究者と技術者、まち作りの実務家とからなるチームを編成し、官・学の連携、人文・社会・自然科学の融合という困難な実施体制に積極的に挑戦し、成果を上げていることは評価できる。また、グループリーダー会議の設置・運営、プロジェクトの合宿、年次報告書や計画書と連動したプロジェクト管理という施策を実施し、PDCAのそれぞれの要素を研究活動の具体的な活動に直接結び付けることにより、研究手法、対象地域などをその都度修正し研究活動を進めている点がこのプロジェクトの成功に繋がっている。また、研究を進める上での節目や、既得権にとらわれないリソースの見直しや再構築を行うことで自浄作用が生まれ、その結果、サイクルの形骸化を防いだと考える。

研究開発領域の活動にも貢献したと評価する。「犯罪からの子どもの安全」領域の他のプロジェクトの成果高揚の核的プロジェクトとなっていること。また、学会などへの積極的参加により研究領域活動および成果を国内外の関心ある人々に周知することに大いに貢献している。

2-2-2-5. 副次的貢献

本プロジェクトの副次的な貢献として、再犯リスク分析やリアルタイムでの情報収集手法の確立など、子どもを対象とした犯罪だけではなく、性犯罪前歴者の再犯リスク等の他の犯罪に対する分析や防犯活動等でもその活用が見込まれる。被害者サイドの研究だけでなく、監視社会への危惧を回避しながら、加害者サイドの研究を促進すること、また、まちづくり・地域づくりの出発点になる可能性が期待される。

2-2-2-6. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）の費用対効果は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、極めて妥当であると評価する。研究開発のプロセスは、研究代表者から各実施機関の研究実施内容の介入を通して効率的な研究開発プロセスの確立に努めている。さらに、各年の年次計画等作成時にはグループリーダーが作成した研究計画を精査し、各グループの予算配分を見直すなど、合理的で一体的な研究開発を行ってきている。また、人材も多彩で若手研究者も雇用するなど、人材育成にも努めている点は評価される。さらに、本プロジェクトでは、研究開発終了後の持続可能性へ可能な限り配慮するなど、今後の成果の活用に期待ができ、投入された資源は極めて妥当である。

2-2-2-7. 特記事項

本プロジェクトの成果は平常時の対応を想定したものであるが、非常時と平常時とは連続的なものなので、平常時から使えるものは、重大事件発生後にも、汎用性が高く活用でき

ることはいうまでもなく、本プロジェクトで得られた知見は、解決されていない、あるいは今後予測される社会問題に対し、将来貢献することが十分期待できると考える。防犯の観点や事後対応、不測事態の予測など、勘や経験で述べられていた犯罪について、学問的に新しい考え方を導入することができたのではないか。また、不審者情報収集や、GPS を使ったツールなどは標準化されており、地域固有の要因を加味しない実地検証を重ねることで、より中身の濃い研究になると考えられ、今後の貢献が期待できる。さらに、犯罪における加害者（再犯者）の予測、また高齢者など社会的弱者の安全などの分野に貢献できると思われる。

研究開発終了後、その成果をより有効に社会還元するにあたり、本研究の成果の活動を継続し、一般化し、発展させるためには、公的な機関が中心となる必要がある。高度な技術を使って防犯活動を行うシステムは地域住民が使いこなせるものではなく、例えば、科学警察研究所、実施に関しては警察等の政府機関の関与が必須であろう。そのためには、以下の措置が必要と考えられる。

- ①学校・警察・行政における不審者情報収集場の標準化と共有
- ②準天頂衛星の整備
- ③安全・安心の取り組みを支援する行政に対してのインセンティブの制度化
- ④ファシリテーターなどの人材育成の仕組み

都市・郊外（ベットタウン）・農村など、様々な地域での検証がすすみ、より知見が精査されることを期待する。

また、社会技術研究開発センターとしては、レギュラトリーサイエンス³の科学的、社会的、人間的研究を安全学の一部として、取り組んで行く必要性を感じる。

³ レギュラトリーサイエンス：科学的知見と行政が行う規制措置等との間のギャップの橋渡しとなる研究（regulatory research）と、行政が行う安全確保のための規制措置やその規制措置の国際的な調和を図る取組（regulatory affairs）を包含するもの。

検討経緯

平成23年度第1回評価委員会

平成23年6月29日

議事：

1. 評価の予定と進め方について
2. 評価項目について

平成23年度第2回評価委員会

平成23年11月8日

議事：

1. 「犯罪からの子どもの安全」分科会報告
2. 評価について

平成23年度第4回「犯罪からの子どもの安全」分科会

平成23年12月19日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

平成23年度第5回「犯罪からの子どもの安全」分科会

平成24年1月30日

議事：

1. 分科会報告書について
2. 総合評価について

平成23年度第3回評価委員会

平成24年2月8日

議事：

1. 「犯罪からの子どもの安全」分科会報告
2. 評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

(平成17年 7 月 8 日 平成17年達第91号)
 改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)
 改正 (平成19年 1 月24日 平成19年達第 4 号)
 改正 (平成19年 4 月11日 平成19年達第72号)
 改正 (平成19年 6 月13日 平成19年達第80号)
 改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)
 改正 (平成20年 3 月26日 平成20年達第27号)
 改正 (平成22年 6 月23日 平成22年達第105号)
 改正 (平成23年 3 月28日 平成22年達第53号)
 改正 (平成23年 4 月20日 平成22年達第112号)
 改正 (平成23年 5 月25日 平成22年達第115号)

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 研究開発領域に係る評価
 - 第 1 節 研究開発領域の評価
 - 第 2 節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
 - 第 3 節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
 - 第 4 節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 3 章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 4 章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 5 章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第 6 章 評価方法等の周知、改善等

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第 4 条第 2 号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域に係る評価

第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。
 - イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
 - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。
- (3) 評価者
社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
イ 研究開発成果の現状と今後の見込
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
社会技術研究開発センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発領域の目標の達成状況
イ 研究開発マネジメントの状況
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プログラムの設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラム

a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。

b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。
 - b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
 - イ 研究開発成果の現状と今後の見込
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ プロジェクト企画調査計画
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
 - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

- a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
- b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行

う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という観点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

(評価の実施時期)

第38条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
 - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
 - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること
 - イ 実装責任者
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 実装計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第6章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第42条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第43条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第44条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。